

基山町農業委員会会議録

令和4年1月5日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請	2件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	8件
第5号議案	農地所有適格法人の認定について	1件
報告第1号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件
報告第2号	使用貸借による解約通知受理報告	1件
報告第3号	農地等の売買あっせん申出受理報告	1件
その他(1)	農地の盛土届出受理報告	1件
その他(2)	農地復元報告書受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年1月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第1回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,406㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、7区長ノ原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

大豆等を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第1号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第1号は、全員一致で許可します。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号朗読

この件につきましては、所有者の管理する圃場は、公共道路拡張事業による土地収用後の残地圃場が細長く残ったため自己所有の畑の管理用道路として農道に転用にされます。近隣農地への許可もとられ支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については、自己の所有する畑の管理用道路とするため、代替地の検討はできず、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は6区三国集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第2号は、全員一致で許可します。

次に、議案第3号1番農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号1番朗読

この件につきましては、譲受人が駐車場と物置のコンテナを設置するため、農地を転用するものです。申請理由につきましては、事務所に隣接した駐車場が手狭になり必要に迫られたことから、1,006㎡の駐車場の建設を計画したものです。その他の候補地についても検討をされましたが、事務所に隣接したこの土地を、選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区城戸集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

8番委員

現在の場所では手狭となり隣接した土地に駐車場を建設されます。水路についても問題ありません。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第3号2番農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号2番朗読

この件につきましては、借受人が住宅建設のため、農地を転用するものです。申請理由につきましては、現在借家住まいで、子供の成長とともに住宅建設の必要に迫られたことで、申請地に264㎡の住宅建設を計画したものです。

今回の申請地農地区分要件は、水管、下水道又はガス管のうち2種類以上が

埋設されている道路の沿線の地域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地区分要件「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)」に該当し、許可基準「第2の1の(1)のエの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第12区氏林集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

水路の同意書も取られており、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第3号2番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第3号2番は、全員一致で許可します。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

議 長 議案第4号1番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり米30kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

手広く農業されていますので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号1番について計画

決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号2番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり米30kgです。場所は、第1区长谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

農業機械も所持されまた、手広く農業をされており問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号3番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区北奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

家族で耕作されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号4番について、事務局より説明をお願いします。

また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

宮浦推進委員退室

議 長 議案第4号4番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区下の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

農業機械も所持されまた、手広く農業をされており問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号5番について、事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

議 長 議案第4号5番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

農業機械も所持されており、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第4号6番から8番については再設定ですので朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号6番から8番

6番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区黒目牛集落付近にある圃場です。

7番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区长谷川集落付近にある圃場です。

8番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

6 番につきましては更新です。問題ないと思われれます。

1 1 番委員

7 番につきましては更新です。問題ないと思われれます。

1 1 番委員

8 番につきましては更新です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 4 号 6 番から 8 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 4 号 6 番から 8 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 5 号農地所有者適格法人の認定申請がありましたので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号朗読

農地所有者適格法人の認定申請がありましたので認定を求めます。

申請人より、法人を新設したので、農地のあっせんを受けるために、農地所有適格法人の要件を満たす認定を受けたいという申請がされました。

農地所有適格法人の認定要件の 4 項目について申し上げます。

要件 1、法人形態要件について、新設法人は株式会社であり、要件を満たしております。

要件 2、事業要件について、法人の事業目的は農産物の生産・加工・販売、農業生産に係る作業受託、農業体験農園の運営及び管理、農園休憩宿泊の経営、直売店の経営等となっており、事業計画からも農業が主な事業であると判断できるため要件を満たしております。

要件 3、議決要件について、法人の構成員である 4 名の内 2 名が農業に常時従事し、総議決権の過半を占めており要件を満たしております。

要件 4、役員要件について、法人の役員である 4 名の内 2 名は、事業計画から農業に常時従事すると認められ、1 名は法人の行う農業に必要な農作業に従事すると認められることから、要件を満たしております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

農業の実績がありますか。

事務局

農業はしたことがないと聞いています。今後農地を所有し、農家の方に手伝ってもらいながら農業経営を開始します。

宮浦推進委員

農業の実績がないと判断が難しい。

2番委員

無農薬野菜を栽培されると聞いています。

7番委員

農業は持続可能でないといけないので、役員の方が販売から流通も考えているのではないのでしょうか。

園部推進委員

今回の事業計画内容を見ると、数字のつじつまが合っていない。この内容では法人として難しいのでは。

5番委員

実現可能な、現実的な数字が見えない。

事務局

もう少し、詳細な事業計画を提出してもらおうよう申請人をお願いします。

議 長

今回の件については、再度事業計画を見直してもらい、次回審査することになります。よろしいでしょうか

全員挙手

議 長

議案第5号については、次回再度審査することとします。

次に、報告第1号については農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号朗読

この件につきましては、申請人の市街化区域にある農地を資材置き場に転用するものです。令和3年12月21日付けで受理通知書を送付しております。場所は若基小学校南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

資材置き場にされると聞いています。

議 長

意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号朗読

この件につきましては、貸人の要望により解約の申し出がありましたので、令和3年12月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は第6区城戸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第2号を終わります。

次に、報告第3号農地等の売買のあっせん申し出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号朗読

この件につきましては、申請人が農地の管理が困難となったため、農業委員会に農地の売買のあっせんを申し出るものです。

農業委員会は、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとなっております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第3号を終わります。

次に、その他1農地改良に係る盛土について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他1朗読

この件につきましては、申請人の農地に乗り入れ口を新設するために盛土をするものです。

令和3年12月21日付けで受理通知書を送付しております。

場所は、第5区川西集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、その他1を終わります。

次に、その他2について農地復元の報告があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他2朗読

この件につきましては、借受人が資材置き場として使用していた農地を農地として復元したことを報告するものです。令和3年12月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、その他2番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年1月5日

署名人

議 長

委 員

委 員